

庄内平地農村の入会地 (上)

— 村方資料にみる入会地の生涯 —

宇佐美 繁

まえがき

庄内平野は最上川によって大きく二分されている。川北は飽海郡であり、藩制期には、遊佐郷、荒瀬郷、平田郷よりなっていた地域である。一村の単位は小さく、最も大きな村でも百戸前後であり、一〇戸前後で一村を構成する村も数多く存在した。今日、集団栽培の基礎単位となっている大字が、ほぼ藩制期の「村」に対応する。⁽¹⁾

庄内は、古くから稲単作の地域であった。必要とされた稈、肥草、萱等は、その大部分を入会地に依存した。荒瀬郷の村々が入会地として利用していた地域は、旧日向川と旧新井田川に

《ノート》 庄内平地農村の入会地 (上)

はさまれた西部谷地一帯と、飽海の農民が東、山と通称する鷹尾山(西沢山)・常禅寺山一帯である。西部谷地は、藩制期をつうじて新田開発がなされ、今日では門田、若王寺、明成寺の近傍に谷地場としての名残りをとどめるにすぎず、東山も、昭和期に入って造林され、稈場の面影はない。

これらの入会地は、藩制期だけでなく、明治大正期から昭和初期に至るまで、水田の生産力維持にとって不可欠の存在であったし、農耕馬の稈、屋根葺萱の供給の場としても、農業経営、農家生活に必要な役割を果たしてきた。そしてまた、庄内農村を戦後の時期まで「年雇経営地帯」として特徴づけた年雇労働力の、主要な働き場面が、この入会山での、稈刈、萱刈であった。

庄内の平地農村に対してもっていた、以上のような入会地の役割は、これまで直接研究対象とされることはほとんどなかった。それは、平地農村の農村調査に際しては、そもそも問題意識の中に入会地が入ってこない、という点に起因するものと思われるが、今一つはそうした入会関係資料がほとんど残されていない(あるいはその所在を確認することが出来なかった)ことにもよるであろう。

この研究ノートは豊原研究会による「庄内農業の展開と村落構造」に関する調査の過程で得られた旧本桶村豊原部落の資料を中心に、庄内荒瀬郷の村々に関する入会地関連資料を整理し、⁽³⁾

これまで空白であった庄内地方における入会地に関する研究への素材提供を意図したものである。使用した資料の多くが村方文書であり、閲覧が不便であることを考慮し、原文全部を引用するように努めた。そのためあって論稿としてみれば、冗長之感を免れないことを、あらかじめおことわりしておく。

注（１） 飽海郡の藩制期の村と、明治以降の合併村との関係については大場正巳『ムラ 合併と部落戸数の動向』（『農業総合研究』第二八巻第三号）に詳しい。

（２） 日向川は、安政から慶応年間にかけて門田から、宮海の北へ抜ける新川の堀割が行われ慶応二年に完成した。これが現在の日向川の流路である。その前の流路は門田から左折し、上・下市神新田、上・下藤塚と西山の間を南下し、田村新田を右折して、小湊から日本海へそそいでいた（第一図参照）。当時の地図および新川堀割の経緯等は『日向川史』第一巻に詳しい。

（３） 小論で引用した資料は以下のとおりである。文中で一つつ注記することはわざわざないので、ここにその一覧をのせ、文中では資料番号と略称だけを付す。

① 農林省編纂『日本林制史資料』庄内藩（昭和七年、略称『林制史』）。

② 『飽海郡誌』（復刻版、昭和四八年名著出版、略称『郡誌』）。

③ 『日向川史』（昭和三七年、日向川水害予防組合）。

④ 越橋村文書（農業総合研究所豊原関連資料。以下⑤、⑧、⑪は同じ。略称『越橋』）。

⑤ 豊原村文書（略称『豊原』）。豊原村は明治九年の合併村で以前は二ツ柳村と福升村であった。藩制期の資料は、ほとんどが二ツ柳村のものである。それ故、地租改正以前については「二ツ柳」と表示する。

⑥ 門田村文書（鶴岡市致道博物館保管。略称『門田』）。

⑦ 藤塚村堀家文書（酒田市藤塚堀考雄保管。略称『堀』）。堀家は一七七五年から藩制期をつうじて荒瀬郷の大庄屋であった。昭和二〇年（一九四五）に火災に遭って資料は数冊残されているだけである。

⑧ 二ツ柳村喜三郎家文書（略称『喜三郎』）。喜三郎家は文化六年（一八〇三）から明治六年（一八七三）まで途中十数年を除いて、二ツ柳村の肝煎を勤めている。

⑨ 同右 六助家文書（略称『六助』）。

⑩ 同右 徳兵衛家文書（略称『徳兵衛』）。

⑪ 『善治日誌』。

以上の他、正竜寺村、下市神新田村、星川興野村、木野内村、宮形村、中野新田村（いずれも旧村名で、

今日では酒田市の大字）の文書を参考にした。これらの資料の大半は、先の共同研究のグループで収集したものである。また地租改正以降については、これらの村の方々からの聞きとりによるところも多く、中でも酒田市本楯の杉山良太氏からは、藩制期からの入会山であった東山（鷹尾山——西沢山と常禅山）について、明治末から今日に至る経緯をきわめて詳細に教えていただいた。紙面をかりて、以上の皆さんに謝す。

なお、古文書の引用に際しては、引用者の判断で句読点を付し、また文中（ ）をして解説を入れたものもあることを断っておく。

一、藩権力による入会地の掌握

（一）新田開発と入会谷地の分割

第一図の地図にみるように、荒瀬郷、平田郷は、北西部を流れて日本海へそそぐ日向川と南部をうねって、日本海へ抜ける最上川にはさまれた地域である。この両河川の堤防はしばしば決壊した。天和二年（一六一六）の洪水の記録は、当時のこの地域の状態を伝える。

天和二年四月三日に洪水出て北は門田村土手破れ南は茨野、夜五つ時破れ、両方の落合水大町鵜瀬渡川原に而馬共

数を知らず死す人も二、三人死す、在郷は古荒、土崎、大多の者船にて酒田へ逃る、北は牧曾根、中曾根、漆曾根は床の上に夜を明す（『夢託年代記』。但し本文は③『日向川史』一巻より引用）。

北は日向川南岸の門田、南は最上川北岸の茨野新田の土手が破れ、開かれて間もない大多、土崎、古荒の新田村と、この洪水の後に開かれる京屋、吉田新田の地域一帯が、船を浮かべるほどの湛水状態となったことを物語っている。この、洪水の度に湛水状態となる地域——地図上の等高線五メートルより西側、西山に至るまでのところ——が、一六〇〇年代初頭における荒瀬、平田両郷の入会谷地であった。

荒瀬・平田郷の、藩制期における村々のうち、酒井侯が入部する以前の記録に登場するのは、酒田、小（古）港、宮海等の、日本海に面した村を除くと、残りのほとんどは、新田目、漆曾根、熊野田、砂越を結ぶ線の東側——等高線五メートル以上のところに位置する村々であり、その西側は、一六〇〇年代をつうじて開かれた新田村である。

第一表は、それらの新田村の成立期を整理したものであるが、その数は三四カ村に及ぶ。この他、大多新田、古荒新田も「萱谷地の中から煙りがのぼった」とはやしたてられたときの言い

第1表 新田村の成立期（荒瀬・平田郷）

新 田 村			新 田 村		
新 田 名	地 区 名	成 立 年	新 田 名	地 区 名	成 立 年
上藤塚新田	西 荒 瀬	1623	泉 新田	西 荒 瀬	1678
山 谷 〃	南 平 田	1624	上市神 〃	〃	1684～1687
兵 助 〃	中 平 田	1635	下 〃 〃	〃	〃
草 津 〃	日 向	1634	二 階 〃	日 向	〃
茨 野 〃	中 平 田	1625	杉 沢 〃	田 沢	〃
石 橋 〃	南 平 田	1630	館野内 〃	南 平 田	1685
京 屋 〃	上 田	1645	小 牧 〃	〃	1684～87
門 田 〃	西 遊 佐	1648	東 野 〃	西 荒 瀬	〃
南 〃	観 音 寺	1644～8	西 野 〃	〃	〃
田 沢 〃	田 沢	1649	田 村 〃	〃	〃
上 郷 〃	上 郷	1649	伝馬町 〃	〃	〃
大川渡 〃	〃	1649	高 田 〃	本 楯	〃
大 沼 〃	〃	1649	古 荒 〃	西 荒 瀬	〃
中 野 〃	中 平 田	1657	東 茨 〃	上 郷	？
坂 本 〃	田 沢	1655～57	八 若 〃	田 沢	？
大 槻 〃	中 平 田	〃	相 沢 〃	内 郷	？
田 尻 〃	内 郷	〃			
吉 田 〃	上 田	1659			

注. 長井政太郎「庄内地方京田興屋新田の研究」(『郷土研究叢書』第3輯)より.

伝えが残されているほどで、ここに列挙した村々と相前後して「村立」がなされたものと考えられる。

この地域、入会地としての谷地が、他村との「競合」関係の中で問題とされ、藩制期の文書の中の登場してくるのは、この時期——新田形成期——からである。それは、萱谷地を拓いて続々と誕生する新田村と、それまでの権益を侵害される古村との対立を背景にもつ。『郡誌』に収録されている明暦三年（一六五七）の、荻島村と土崎（新田）村の一件が、その一例である。

明暦三年酉之八月四日

乍恐平田之内荻嶋村谷地に付而申上
候事

右荻島村に四谷地御座候、則村中に四人の野もり定指置候、貳百野と申は村之内大蔵と申者に扱申候、屋敷野と申は同村縫殿助と申者に扱申候、小野と申はいつみと申者に扱申候、とちやう

と申は八郎右衛門と申者に扱申候、是四谷地荻嶋村やちに
かくれなく候、三十四年先のいの年（〇元和九年ニ当ル）
村屋理右衛門殿^{トウリ}にて土崎に新田たて被成候、里右衛門殿^{マサ}
荻島村縫殿助へ被仰渡候は、土崎之新田へ何方よりも御百
姓有付候へと被申候に付、荒瀬の内あかはけ村より又四郎
と申者、下安田村より彦二郎と申者、是貳人御百姓に有付
申候、其後村屋里右衛門殿荻嶋村へ被仰候は、立候へとも
田之五反六反斗にてはかんに罷成間敷候間、荻嶋村谷地
之三谷地土崎新田へくれ、とちやう野は荻嶋村にてかり候
へと様々御いけん被成候間、いの年より土崎にくれ申候、
其時は御年貢四ツ谷地より老俵老升六合相済申候、土崎村
より申候は谷地もらひ申ししに御年貢は土崎にて納申度
と申候間、荻嶋村にてかり申候とちやう野一やちより老斗
五升つゝ□年よりうしの年迄十五年土崎村又四郎にも年貢
渡申候、とらの年土崎村甚右衛門□米共に老俵老升六合の
谷地年貢八俵老升六合に御目安差上げ、土崎村きも入又四
郎午前より谷地引取さて荻嶋村へ申候は、右老俵老升六合
相済し申候間只今より八俵老升六合に御年貢上り申候間、
此末は荻嶋村より参俵つゝ納可申と申候に付而、とらの年
よりむまの年迄十七年の間、参俵宛之御年貢相渡申候、荻
嶋村少郷に御座候へは□かまこに入からせ申事かくれ無御

座候処に、未の年八月七日手蔵田村より五十丁之かまを入
れ、荻嶋村谷地からせ申候、其時荻嶋村之者共罷出かまを
とり谷地よりおいあげ申候、其後甚右衛門との申分罷成御
代官所へ罷出、甚右衛門と申分仕霜月廿四に此谷地荻嶋に
てかり申候、則霜月五日に甚右衛門方へ人を遣、毎年のご
とく参俵宛之谷地年貢モミ^{マミ}へもたせ可申哉、又此方にて納
はいふ越可申哉、か江り次第に可仕と申越候へば、八俵老
升六合御年貢皆此方にて納申候間、荻嶋村之谷地年貢はか
まい不申と申越候、たとへ甚右衛門かまい不申共荻嶋村よ
り年々納申候御年貢に御座候へば、当年より之分にも納上
け申度候、とかく此甚右衛門儀は公事すき之ものに御座候
へは、方々之ものにかけあい、度々あてこと仕候ものに御
座候へは、我等共何共六ヶ敷存候間、御公儀にすぐに御年
貢納上申度候、右之条々聞召被分御意被下度奉存候 以上
申ノ二月廿三日 荻嶋村きも入

久蔵 印

同村やちもり

茂助 印

惣百姓中連 印

御奉行所

この訴文の大意は、荻嶋村には、四つの谷地があり、野守を置いて管理していたこと。元和九年（一六二三）村屋里右衛門が土崎に新田をたて、赤剱村と下安田村から百姓二人を呼びよせ田五〇六反作ったこと。土崎村は田が少ないので荻嶋村の四谷地のうち三谷地を土崎へくれてやり、年貢は四谷地合計一俵一升六合（とら年からは八俵一升六合）のうち、一谷地分、一斗五升（とら年からは三俵）を荻嶋村で納め続けてきたこと。未の年、荻嶋谷地に、手蔵田村から五〇丁もの鎌が入ったので、それを追いかえし、土崎村の基右衛門へ話しに行ったら、谷地年貢八俵一升六合は全部土崎村で納めるので、荻嶋村ではかわないでおいでいい、という話であった。しかしこの谷地の年貢は、これまでも荻嶋村で納めてきたのであるから、今年も荻嶋村に納めさせてほしいと奉行所へ訴えたものである。ここでは、谷地年貢をどちらの村で納めるかという点で争われているわけであるが、それが谷地の使用・管理権をめぐる争いであることは言うまでもない。荻嶋村の訴には、土崎村に同情して三谷地をくれてやったのに、残りの一谷地までも土崎村にとられそうになって、悲憤慷慨している様子がよく表現されている。しかし荻嶋村からの訴えに対し、土崎村からは次のような返答が出された。

《ノート》 庄内平地農村の入会地（上）

乍恐返答書仕指上申候事

一 荻嶋村之谷地に御座候と申上候はいつはりに御座候、此土崎村と申候は三十四年先亥の年之新田に御座候と申候へともいつわりに御座候、古より土崎と申候村に御座候其証文には最上様之御検地帳御座候

一 此谷地古は御年貢納老俵壹升六合宛納申候、御百姓中前に而谷地へ出入申候に付寅の年は六俵壹升六合相納申候処に、卯の年より八俵壹升六合に御奉行所にて拙者に被仰付候間、此谷地へ布目村中曾根村荻嶋村も年々かまこ入申候処に、余之村々は御年貢無遅々納申候に荻嶋村之者其は年々御年貢遅々仕候へは、拙者迷惑仕候、未の年之六月廿日におぎじま村へ人使申候は、当年より余の村々へかまこを入可申と申候得者、貴方之谷地に□□とかまへなくと被申越候に付、熊田興野村より二人手蔵田村より七人大月村より二人上小堤村より三人大町村より四人右かまこ八月七日に拙者先立仕候からせ申候処へ、おぎじま村より総別罷出、拙者おやこ之ものうちたをし其上おし込、右之かやかり申候て、御年貢は今にすまし不申候儀は少もいつわり無御座候

土崎村

明暦三年酉ノ六月十四日

甚右衛門⑧

御奉行所

②『郡誌』

この返書の大意は、土崎村が三四年前の新田ではなく、すでに最上侯の時代（一六〇一年より一六二二年まで）に検地を受けていること（このことは逆に上杉氏時代の検地は受けていないことを示すものと考えられ、土崎村が最上氏時代の新田村であることを類推させる）。問題の谷地は、荻嶋村だけでなく、布目村、中曾根村からも鎌子が入相っており、それらの諸村から年貢を集め、土崎村の甚右衛門が一括して奉行所へ納めていること。その中で荻嶋村だけが年貢納入が遅れること。先の荻嶋村からの訴文に出てくる「手蔵田村から五〇丁のかまを入云々」は、実はあらかじめ荻嶋村の承諾を得て、熊野田村、手蔵田村、大月村、上小堤村、大町村から鎌子を入れたものであるにもかかわらず、荻嶋村の農民はこれらの諸村の鎌子と土崎村の農民をうちたおし、その上年貢は今もって納めていないというものである。

この二つの訴文の、どちらに理があったかは、『郡誌』の著者も保留しているが、ここでは次の二点を確認しておく。

一つは、萱谷地の入会をめぐる争いが、新田村と古村との間に生じたものであり、二つは、入り会う村の範囲が、まだ厳密

に区分されておらず、かなり自由な入会の名残をとどめている状態の中で生じた争いであることである。

そもそも入会地の原型が、村ごとの領域を確定せず、村々の百姓が自由に入り会う惣容入会であったことは、次にみる鷹尾山の場合から類推されるところであるが、思うに、新田村が開かれないうちの荒瀬・平田郷にあっては、萱場が広範に残されており、しかも、戦国大名の支配・統制がゆるい地域であっただけに、そうした原型に近い姿をとどめていたものと考えられる。

入会谷地での新田村の誕生、それに伴う本田への肥草・秣草供給の減少および入会地をめぐる紛争を背景にもつてのことであろう、寛文三年（一六六三）になって荒瀬郷の平場の村々に對して草刈谷地の検地・再配分が行われた。

荒瀬郷之内二ツ柳村・新田目村・本楯村・上藤塚村其外廿六ヶ村草刈谷地申乞願之通被仰付候ニ付今日々追々請書差出すと云々

①『林制史』

に始まる『酒井家世紀』の文書がそれであり、内容は二ツ柳村羽黒神領、新田目・本箱村および上藤塚村の三つだけを別扱いとし、他の二三カ村については一括して谷地の配分を行っている

る。

荒瀬之内門田谷地に草茹かまこ二入申夏

一 高三拾七石 ニツ柳村之内羽黒分此谷地三反七畝
右之谷地当分草茹場ニ被仰付難有奉存候、此谷地何時成
共御用之時分ハ差上ケ可申候、御年貢之儀ハ谷地主と相
対仕、何分ニモ谷地主次第御年貢急度上納可申上候、右
之趣少モ相違申上間敷候、為後日之一札差上申候以上

寛文三年卯七月三日

ニツ柳村肝煎 藤三郎 印

羽黒分百姓 彌八郎 印

同 與四郎 印

池田六兵衛 印

同 刑部左衛門 印

御奉行所

(①『林制史』)

これはニツ柳村にあった羽黒神領三七石に対し、門田谷地三反七畝を草刈谷地として与えたことを示すものであるが、新田目村、本楯村および上藤塚村に対しても次のように配分された。

荒瀬之内新田目・本楯ニヶ村草茹谷地申受候事

《ノ一ト》 庄内平地農村の入会地(上)

一 高千六百五拾石 新田目村

一 同七拾六石七斗 本楯村

高合千七百二拾六石七斗 此谷地拾七町

西谷地袋谷地ニヶ所にてかり申分右之谷地草茹場ニ申請候
処実正御座候、御年貢之儀毎年ニ急度上納可申上候、為後
日之一札差上申候以上

(以下略)

荒瀬之内上藤塚村江草茹地申請候事

一 高七拾五石ハ此谷地老町上藤塚村谷地にて茹申候
(以下略)

(①『林制史』)

以上三つの他は「荒瀬之内村々草茹谷地申請候事」として、
第2表のように各村々への谷地割当反別がきめられている。
そしてこの二三カ村に関する部分の最後に

総高合八千五百六拾八石貳斗此谷地八拾五町六反八畝(八
拾四町七反六畝カ)、但高百石ニ付而谷地一町宛

右之通草茹場申請候処実正御座候、谷地御年貢之儀、如
毎年之村々にて急度上納可申上候以上

とあり各村肝煎、荒瀬郷大肝煎(池田六兵衛、同刑部左衛門)

第2表 村別入会谷地配分面積（寛文3年）

高	村 名	谷地配分面積	利用対象谷地
石斗 493.6 659.2 1,059.4 559.0 94.4 109.1 456.2 高合 3,430.9	鶴田村 上曾根村 下安田村 上安田村 安田興屋村 地藏寺村 牧曾根村	町反畝 494 660 1060 559 95 109 457 3430	鶴田谷地
176.7 282.7 100.1 739.8 160.1 高合 1,459.4	北吉田村 中吉田村 市之坪村 南吉田村 正竜寺村	177 283 100 740 161 1459	中吉田谷地、内3町 は南吉田谷地
651.4 172.2 264.0 高合 1,178.7<1,087.6>	大島山<田>村 政所村 中星川村	61(651カ) 172 264 1,179(1,087カ)	門田谷地
234.8 564.8 172.2 121.5 186.4 135.2 514.2 高合 1,929.1	越橋村 古川村 福升村 ニツ柳村 宮形村 星川興屋村 木之内村	235 564 173 122 186 (135カ) 514 1930	越橋谷地、内7町3 反3畝は鶴田谷地 道の南ニて町申分
570.1	正竜寺村	570	上藤塚谷地

注. ①『林制史』, 5~11頁より作成.

および谷地渡之役人の連名で奉行所宛に出されている。

こうして、荒瀬郷の門田、越橋、北吉田、南吉田、鶴田を南北に結ぶ線の西側および西山際に開かれた上藤塚新田の東側に展開する草刈谷地一帯が、藩権力に正規に認知されたかたちで各村々へ分割された。その配分面積の基準は、村高百石に対して一町の割である。それは、草刈谷地の役割が、水田の生産力維持との関連の中で位置づけられていたことを意味するものであろう。

これらの谷地のうち、一部はその後の新田村の村立にあてられ、一部は地続きの村（親村）の切添によって水田にかわり、一部は、極最近時まで萱谷地としての利用に供せられた。そうした変貌の過程とその途上で生じた争議および年貢諸掛等については後に節を改めて考察することとし、ここでは荒瀬平田両郷のもう一つの入会地「鷹尾山」（東山）について、藩権力による掌握の過程についてみておく。

(二) 鷹尾山入会山の札山として確定

荒瀬・平田両郷の入会山は、飽海郡と最上郡の境に連なっている東山山中のうち、鷹尾山の東部一帯であった。当時どの程度の面積であったかは不明であるが、明治三十九年では荒瀬郷分として二〇八町になっている。それから類推すれば、平田郷お

よび山親（山谷村・北俣村）分を合わせると五〇〇町前後におよぶ広大な入会山であったものと推測される。

藩制期には、この地域一帯を総称して、鷹尾山萱山と呼ばれ、留帳に残されていた。地租改正、官民有区分時点の村方文書でも鷹尾山と呼称されている。しかし入会う地所のうち大部分が小字名西沢であるところからか、官民有区分以降は西沢山と改められた。

以下小論でも、時代に応じて鷹尾山と西沢山を使いわけていることとする。

鷹尾山は、一六〇〇年代の半ばまでは、無年貢の入会山で、荒瀬・平田両郷の農民によって自由に利用されていた。一六六八年になって平田郷漆曾根組のうち一七カ村だけが、米一五俵の年貢を納めるようになるが、その時点でもなお、他の村々は無年貢で入会し、秣、肥草、家萱、焼萱を刈取り続けていた。

このように入会山としての原型をとどめていた鷹尾山が、札一枚につき二升の年貢を納める札山となったのは、貞享四年（一六八七）からである。それは鷹尾山地続きの山親・沢郷（平田郷山楯組山谷村、同田沢組北俣村）と、そこを入会地として利用していた平田郷漆曾根組二九カ村、同山楯組の内一七カ村、荒瀬郷前川村の都合四七カ村との間に生じた争論を契機とした

ものであった。

この争論は、沖郷四七カ村が、鷹尾山入会地には沖郷、沢郷の山境はなく、古来から萱草を刈ってきたものであることを主張したのに対し、沢郷の二カ村は、鷹尾山には山境があり（二カ村の持分の地所内には）、入会地は存在しないことを主張し、ついに奉行所へその裁定が持ちこまれたものであった。争論の背景は明らかではないが、これもまた平田・荒瀬郷での新田村の成立と密接な関連があったものと考えられる。

貞享四年（一六八七）といえ、先にみた入会谷地のなかに、続々と新田村が開かれ、また古村での切添新田が盛んになされている時期である。多分沖郷の村々は、そうした中で秣、肥草、萱の刈取地を奪われ、その分だけ鷹尾山の萱草刈取利用が急速に増大したものであろう。その結果、鷹尾山に生活基盤をもつ沢郷二村の権益と衝突し、それまで沖郷からの入会を黙認していた沢郷二村が、山境の存在を主張するに至って生じた争論と類推されるのである。

奉行所は、大肝煎を召喚し吟味した結果、双方に山境はなく、共通の入会地であるとの裁定を下した。そして同時に、鷹尾山を入会札山として確定すべく、以下のような決定がなされた。

- ① 鷹尾山は、沖郷沢郷共通の入会山であること。
- ② これまで年貢を納めていた村、無年貢で刈取りにきてい

た村、さらにこれまで刈取りに来ていなかった村の差別なく、平田荒瀬両郷入会の札山とすること。

- ③ 札一枚に付御年貢米は貳升宛納めること。

- ④ 山守は平田郷に一七人、荒瀬郷には一二人置き、山札を一人一枚ずつ下付し、年貢を赦免すること。

- ⑤ 山札を持参のものは誰でも入会って刈取りすることが出来るが、一日で刈った分は、その日のうちに家まで運搬しなければならず、山中に積置くことは許されないこと。

等々である。以上は『郡誌』巻二の鷹尾山の項を参考にしたものであるが、その原文は『鷹尾山新古留帳』にある文化元年（一八〇四）の『覚』のうち、次の箇所である。

覚

鷹尾山之義、往古平田郷村々之内山御年貢米上納仕候処も有之候得共、多ハ無御年ニ荒瀬郷平田郷両郷村々秣、肥草、家萱、焼萱、刈取、御百姓共相続仕候処、百十八年以前貞享四年卯年、平田郷之内漆曾根組廿九ヶ村同山楯組之内十七ヶ村荒瀬郷之内前川村都合四十七ヶ村より、沖郷山中之無山境古来入会萱草刈来候由申出、平田郷山楯組之内山谷村同田沢組之内北俣村此二ヶ所よりハ山境有之、入会等者無御座候由申出、彼是及争論候ニ付、双方之申分御糺、同

年九月廿五日同十月四日於御会所兩御役所御沙汰之上御吟味被仰付、双方境なしニ萱草茹取候事ニ御治定被仰付、其節右御年貢上納之村々、並無年貢ニ茹来候村々、又ハ夫迄山方江罷越不申村々も以後望之者御糺之上惣体札山ニ被仰付、札菖枚ニ付御年貢米納式升宛御取立、山守共ニハ菖人ニ付菖枚ツツ御年貢御赦免被成下、平田郷ニ而拾七人、荒瀬郷ニ而十式人、札不持候者弥吟味仕、山札持候ものハ何方之者ニ而も入相ニ為候様御定被仰付候、其砌山江罷越候ものハ右之山札持参仕、一日限ニ萱草茹来候由相聞候

(2)『郡誌』

この時点より鷹尾山は荒瀬・平田両郷の入会札山となつて藩権力の掌握するところとなり、各村々へ山札が下付されることになった。先の新古留帳に載せられた「鷹尾山萱山御札村々書上帳」にはその明細が記されている。

鷹尾山萱山御札村々書上帳 貞享四年卯十月
一札数七百六拾枚 平田郷漆曾根組

内三百枚 村数十七ヶ村

是ハ二十年以前申之年より山御年貢米拾五俵上納仕候当年より御札申請候 但菖枚ニ付式升
内廿八枚牧曾根村 同卅六枚中野曾根村

《ノート》 庄内平地農村の入会地(上)

同五十四枚新青渡村 同貳〇枚南興屋村
同拾七枚荻島村 同拾九枚熊野田村
同四枚上小堤村 同壹枚下小堤村
同四十枚手蔵田村 同拾枚福嶋村
同六枚手蔵田興野村 同拾枚熊野田興野村
同廿九枚勝保閑村 同七枚中野新田村
同貳拾貳枚布目村 同六枚円能寺村
同七枚古青渡村

内三百三十五枚 村数拾貳ヶ村

是ハ先年無年貢茹来申候 但菖枚ニ付納式升
内八枚滝野沢村 同拾貳枚大石村
同十七枚矢流川村 同拾枚大平村
同卅四枚金生沢村 同十四枚寺内村
同拾三枚北境村 同廿貳枚境興野村
同六枚中興屋村 同八拾四枚閑村
同八十五枚横代村 同三拾枚大槻新田村
内百貳拾五枚 村数十七ヶ村
是ハ当年新規御札申請候 但菖枚ニ付納式升
内三拾枚上漆曾根村 同拾七枚中漆曾根村
同拾貳枚下漆曾根村 同三枚町屋村
同拾枚上興屋村 同九枚大野新田村

《ノート》 庄内平地農村の入会地（上）

一四四

同五枚土崎村

同三枚大多新田村

同廿壹枚曾根田村

同十五枚久保田村

一札數三百貳拾枚

平田郷山楯組

是ハ先年無御年貢蒞来申候当年より御札申請候 壹枚

二付納貳升

内廿六枚山楯村

同三枚山楯興野村

同四拾枚中野目村

同廿壹枚郡山村

同貳拾枚桜林村

同拾貳枚桜林興屋村

同拾貳枚石橋村

同壹枚石橋新田村

同廿五枚本川村

同拾壹枚茨野村

同三枚小牧新田村

同拾貳枚天神堂村

同拾三枚泉興野村

同貳拾枚堀野内村

同三枚三ノ宮村

同五十三枚飛鳥村

同四十枚砂越村

外百六十七枚跡願増

一札數九十五枚

北俣村

是ハ先年無御年貢蒞来申候当年より御札申請候 但壹枚

二付納貳升

一札數貳拾五枚

山谷村

但右同斷

一札數拾七枚

山守十七人

但壹人壹枚ツ、御年貢御赦免

一札數八百四拾七枚

荒瀬郷

是者先年無御年貢蒞来申候当年より御札申請候 但壹枚

二付納貳升

内貳拾枚上曾根村

同六十枚南吉田村

同四拾枚上安田村

同六十七枚下安田村

同三枚安田興屋村

同貳枚地藏寺村

同七十四枚前川村

同廿七枚古川村

同五枚宮形村

同九枚上星川村

同拾枚中星川村

同拾五枚下星川村

同三枚三橋村

同五枚大久保村

同四枚菊屋村

同五枚館内村

同五枚中川村

同四枚明成寺村

同六枚若王子村

同五枚星川興屋村

同十三枚横町村

同貳拾枚觀音寺村

同五枚荒町村

同四枚北仁田村

同四枚麓村

同五枚常禪寺村

同拾枚小泉村

同七枚岡嶋田村

同廿五枚市条村

同九枚門野町村

同十五枚法連寺村

同拾四枚寺田村

同拾貳枚下寺田村

同八枚上新田目村

同八枚下新田目村

同拾枚北平沢村

同七枚南平沢村

同卅六枚大嶋田村

同拾五枚政所村

同七枚興野嶋田村

同百三枚新田目村

同貳枚本楯村

同九枚ニツ柳村

同廿三枚木野内村

同七枚福升村

同廿五枚越橋村

同拾六枚北吉田村

同拾五枚中吉田村

同貳枚市野坪村

同四拾貳枚正竜寺村

一札數八拾枚

荒瀬郷

是者当年新規御札申請候

但壹枚ニ付納貳升

内五枚門田村

同拾枚門田新村

同六枚上市神新田村

同六枚下市神新田村

同六枚上藤塚村

同三枚高田新田村

同七枚京屋新田村

同廿貳枚吉田新田村

同十五枚鶴田村

一札數拾貳枚

山守拾貳人

但壹人壹枚宛御年貢御赦面

右山御札御年貢之事平田郷江申請候山御年貢者平田御蔵江

上納申筈荒瀬郷江申請候山御年貢者荒瀬御蔵江上納申筈被

仰付候以上

卯十月

大肝煎

高橋利右衛門

《ノート》 庄内平地農村の入会地（上）

佐藤宗右衛門

庄司左次兵衛

池田喜太郎

御郡奉行所

御代官所

（②『郡誌』）

この『書上帳』にみるように、貞享四年に山札を下付された村々には、それまでの入会の権益関係からみれば四類型あった。一つは二〇年前（寛文八年）から年貢を納めていた漆曾根組のうち一七カ村であり、二つはこれまで無年貢で入会っていた漆曾根組の一七カ村、山楯組の一七カ村、荒瀬郷の五〇カ村であり、三つは、此年から新たに入会へ参加した漆曾根組の一七カ村、荒瀬郷の九カ村であり、四つは鷹尾山の親村（沢郷）の北俣村と山谷村である。

第一類型の村々が、貞享四年以前に納めてきた御年貢一五俵は、札數一枚にすれば二升の割である。貞享四年になって、郡奉行が定めた「壹枚ニ付納貳升」の年貢は、こうした既存の関係をふまえてなされたものであろう。

また第三類型に属する村々の多くが、開かれて間もない新田村か、そこから地続きの古村であって、萱草谷地に比較的恵まれていた村であることも指摘しておく。それは先に記した沢郷

と沖郷の争いが、新田村の村立による西部萱草谷地の喪失を背景にもつこと、即ち、この時点ですでに、萱草谷地の只中に形成され、鷹尾山（東山）までは五里以上の道程にある新田村までもが、その入会に權益を確保せねばならないような状況にあることを示しているからである。荒瀬郷の諸村のうち、山札の下付を受けなかった村は、日向川、荒瀬川の上流にあって地続きに山をもつ大蔵組（上・下南青沢等五カ村）、福山組（升田、上・下黒川等八カ村）と西山ぞいの新田村（田村新田、東野新田、西野新田等）だけであった。

ところで、各村へ下付された山札の枚数は何を基準としたものであろうか。『郡誌』に引用されている限りでは『留帳』にも記載されていないようであるが、通例の札山がそうであるごとく、この鷹尾山の場合も、当時の村々における本百姓と一部の水飲み百姓——居屋敷持ちの名請百姓数に対応し、それら一戸に付き一枚の割で下付されたものと考えられる。

『郡誌』の第八編の「村里」の項には、いくつかの村について「貞享村組付」による家数、および「御役下」が記載されている。その数字と先にみた山札数を整理すると第3表のようになる。

古村の場合、政所と前川を除くと、家数ないし御役下と山札数はほぼ対応する。ここでの『家』数は、本百姓と一部の水飲

み百姓が合わさったものであり、居屋敷持ちの名請百姓数を示すものと考えられる。その点を寛文の検地帳との関連でみれば次のようである。

中野新田の場合、寛文一三年（一六七三）の検地帳では、村内に居屋敷をもった名請百姓は一名、田畑だけの分附百姓は二名であるが、享保一三年（一七二八）まで引き続き村内にとどまっている本百姓は、与三郎、重助、重右衛門、四郎右衛門、弥右衛門、清三郎、小右衛門の七名で、七枚の山札数に合致する。

星川興屋の場合、寛文九年の本百姓は四人、分附百姓二名であるが、同じ水帳の貼紙（年次不明）によって屋敷持ち名請百姓は五名になったことが記されており、これも山札数と同数である。宮形村の場合、寛文八年の検地帳で五名の本百姓がおり、享保九年（一七二四）の畑居屋敷直りによって二名増加するまではそのままであった。宮形村の山札数は五枚である。

正竜寺村の場合、寛文九年の御水帳では、居屋敷持ちの名請百姓は二三名、畑屋敷持ちの名請百姓は一名計三四名であるが、その後藩制期（時期は不詳であるが、切添新田が盛んになされた時期以降は、荒瀬郷の古村の場合、新たに居屋敷をもつて分家独立することはきわめてまれであるので一七〇〇年代初頭までの時期と推測される）に四五名に増加しており、貞享四

第3表 村別家数と山札（貞享年間）

村名	家数	うち御役下	山札数	
	(貞享のはじめ)		(貞享4年)	
△古村▽	戸	戸	枚	
	新田目	124	92	103
	本楯	5	2	2
	寺田	14	12	14
	下寺田	13	9	12
	上荒田目	7	6	8
	下荒田目	12	9	8
	古川	27	<記載なし>	27
	石橋	11	< 〃 >	11
	門田	4	< 〃 >	5
政所	5	5	15	
前川	41	27	74	
△新田村▽	高田新田	11	11	3
	京屋新田	16	15	7
	門田新田	15	<記載なし>	10
	石橋新田	1	< 〃 >	1
	大多新田	13	-	3
	大野新田	26	-	9

注 1. 家数は「貞享村組付」（『郡誌』収録）による。

ただし門田は寛文2年、大野新田は寛永12年のものである。

2. 山札数は「鷹尾山萱山御札村々書上帳」（『郡誌』収録）による。

年の山札四二枚は、その時点での居屋敷持名請百姓数に対応したものと考えられる。

新田村の場合、石橋新田以外は、家数、御役下に較べて山札数はかなり少ない。これは中野新田についてみたように、村立がなされて間もない新田村は、百姓の出入りが著しく、未だ安

定的な本百姓村としての確立をみていなかったことと、今一つは村の周囲に刈草萱谷地が残されており、古村ほどには東山への入会の必要性がなかったことによるものと考えられるが、確かなところは不明である。

以上の考察から、鷹尾山が荒瀬・平田両郷の入会札山となっ

た時点での村々の札数は、当時の居屋敷持名請百姓（そのほとんどは本百姓である）を基準としたものであったように推測されるのである。

入会山の札数が、各村の、居屋敷持ちの名請百姓を対象とし、しかも一人一枚の平等割でもって確定をみたことは当時の荒瀬・平田両郷における農村社会が、本百姓層を中軸に据えた構成に変化しつつあったことを反映している。藩権力は、その本百姓を中心としつつ、従来からの入会山を、藩の統制下におく札山として掌握したのであった。

注（一） 荒瀬・平田郷における近世本百姓村の成立については、いずれ別稿を用意する予定である。その成立期は、太閤検地の時点よりかなり遅れ、一六〇〇年代半ばから、一七〇〇年代初頭にかけての時期であったようである。それは、大町溝・井皿堰・両止堰を中心とした水利条件の整備——本田の生産力の発展と新田開発の進行。それによる名子・水飲み百姓傍系家族の新田への流出・自立化——複合家族大経営の崩壊と本百姓の広範な形成というシエーマで理解されるものであり、そこでも新田開発が大きな契機をなしていた。

（三） 入会地の支配体制

（1） 入会山支配の系列

庄内藩における郷村支配は、頂点に郡代（家老級のものにあたり郡代家老と称された）を置き、御郡奉行、八組（川南五組川北三郷）代官がそのもとにあつて郷村を治めた。入会地を含めた山関係は、酒井侯が入部した当初は山奉行の管轄下にあつたが、延宝六年（一六七八）に廃役され、御郡奉行に移管されている。

〔酒井家世記〕

是月日不詳（延宝六年六月）山奉行石井孫次右衛門御役御

赦免、自今以後御郡奉行にて山奉行之事支配可仕旨被仰付、山奉行關役せらると云々

（以下略）

（①『林制史』一九頁）

山と林を直接管理したのは、この郡奉行の配下におかれた郷村の小吏（御郡方役人^①）のうち、大山守・村山守および御林守である。

山守は、他の御郡方と同様、村方の百姓のうちから引き立てられるものであるが、山の直接的な管理を行うため、山に地続きの村におかれることが多かった。荒瀬郷の場合は、大山守は二人で、法蓮寺村と大蔵村に居り、平田郷の場合は、大山守は三人で金生沢村、中野俣村、田沢村に、村山守は四人で、中村、竹田村、北俣村におかれた。これらの山関係御郡方の仕事は、立木の管理、伐採、野火の管理等々様々であったが、入会山札の点検もその中に含まれていた。

一札改と称し若脊共休日杯大勢山江参勝手次第札相改候趣も聞候、以後ハ決而札改致間敷候右躰之儀者山守共江申付為改候

（以下略）

（①『林制史』二五一頁）

つまり入会山の支配と直接的な管理は、郡代―郡奉行―大山守（村山守）という系列のもでなされていたわけである。しかし山守の所務は、山の直接的な管理に限定されていたようであり、一度村々の間で争論が生じた場合は、もう一方の系列、郡奉行―大肝煎（元禄四年より大庄屋と改める）―肝煎の系列のなかで処理されるのが通例であった。

入会谷地については、藩制期初頭には野守をおき、その管理にあてていたようであるが（先の萩島村と土崎村の争論を参照）、御郡方例には野守の名も、それに関係するような役職も見い出すことが出来ない。山（林）ほどの複雑な管理労働がないことによって、肝煎の一般的な掌握事項の中に含まれ、専門的な役人は置かなかつたものと考えられる。

(2) 入会地の年貢と山守の給米

入会地の年貢徴収の形式は一樣ではない。鷹尾山の場合は、各村々の浮役の一つとして村ごとの「成箇」に書き上げられ、他の年貢米とともに、村から直接藩へ納められている。

二ツ柳村戊御年貢米名寄一紙

一 米式拾四俵三斗四升式合四夕

御取帳表浮役拾壹条

内 壹斗八升

鷹尾山山札御年貢無口

《ノート》 庄内平地農村の入会地（上）

此礼数九枚但壹枚ニ付納式升宛
(以下略)

(5) 『二ツ柳』

つまり先にみた山札の下付枚数（二ツ柳村は九枚）に対し、一枚二升宛の年貢を納めているわけである。

これに対し、入会谷地の場合は、当初地続きの村（親村）へ、他処から入会っている子村が年貢を納め、親村から一括して藩へ上納する形式をとった。

上藤塚にあつて荒瀬郷の大庄屋を勤めた堀家には「延宝五年飽海郡荒瀬郷上藤塚村」と書きした文書が残っている。

如年草刈谷地之覚

一 五町七反 草刈谷地 正竜寺村渡り

此御年貢米壹俵 納四斗入

一 三町 草刈谷地 池田六兵衛殿新田切かい草刈谷

地南吉田村渡り

此御年貢米式斗納升^(二斗)

是ハ六兵衛殿済シ分已年々

一 壹町式反 草刈谷地 上藤塚村居村分

内 壹町壹畝三步 すなうまり場

同 壹反八畝廿七歩荒堰むかい

此御年貢米壹俵貳斗六升四合八夕

三口合谷地御年貢米三表六斗四合八夕

（⑦『堀』）

ここに記載された正竜寺村渡りの五町七反の谷地は

全く同じ札数と、一枚二升宛の年貢納入米が割付られているが、『常禪寺山御年貢』および『村々谷地御年貢納方』には、次にみるように、それらの山なり谷地なりを管理している親村（常禪寺山の場合は常禪寺村）および他の地続きの村についてのみ記載されている。

一高五百七拾石一斗、正竜寺村、此谷地五町七反上藤塚谷
地にて苅申分

常禪寺山御年貢

一米 貳斗五升 北平沢村

一 貳斗五升 南平沢村

一 五斗 観音寺村

一 三石七斗九升六夕 常禪寺村

として、先にみた寛文三年に割り付けられた入会谷地と思われるが、その年貢は、上藤塚村へ納め、上藤塚村分および南吉田村分とともに一括されて藩へ納められているわけである。
こうした形式は、荒瀬郷三四カ村の入会山であった常禪寺山の場合も同じであった。

右之御年貢米常禪寺村一紙ニ而遺ス 但土目録ニハ出シ不
申候

常禪寺山御年貢米拾壹表余荒瀬郷三十四ヶ村より常禪寺村江
相立上納仕……

（②『郡誌』巻一、一七一頁）

寛政年間のものと思われる『懷中手控目録』（⑧『茂木』）には、荒瀬郷の山および谷地年貢が村ごとに記載されている。この文書においても、『鷹尾山札御年貢納』は、入会っている全部の村々について、先にみた『鷹尾山萱山御札村々書上帳』と

村々谷地御年貢納方

一米 貳石三斗三升九合九夕 鶴田村

一 壹斗壹升 南吉田村

一 九斗三升三合壹夕 正竜寺村

一 壹石貳斗壹升貳合三夕 上藤塚村

一 九斗貳升七合七夕 新田目村

一 三斗六升六合三夕 若王寺村

一〇 六升九合九夕

門田村

一〇 五升

下藤塚村

一〇 三斗八升四合六夕

(記入なし)

小次六石三斗九升三合八夕

俵二〇拾六表式斗四升九合六夕

(⑧『茂木』『懷中手控目録』より)

常禪寺山の場合、入会している子村は、その年貢を常禪寺村分に一括されてここに表示され、北・南平沢村、観音寺村は、地元の村であるためか、ここに表示されてはいるが、その年貢も「常禪寺村一紙」にまとめられて藩へ納められているわけである。

「村々谷地年貢納方」に出てくる村も、寛文三年に『酒井家世記』の中で荒瀬郷の村々に分割した谷地(門田谷地——門田村、西谷地・袋谷地——新田目村、上藤塚谷地——上藤塚村、中吉田谷地——中吉田村、南吉田村、正竜寺村、鶴田谷地——鶴田村)の地続きの村と、下藤塚、若王寺といった地続きに広大な谷地をもっていた村ばかりである。越橋谷地——越橋村だけが、ここに出ていないが、最後の「三斗八升四合六夕」が、越橋村分と推測される。つまり、谷地年貢も、常禪寺山の場合と同様、その谷地を管理する親村へ、子村から納められ、親村から一括して藩へ上納していたことが、こうした記載様式にな

ったものと考えられるのである。

これらの入会地の年貢は、取り立てる藩の側からみれば、きわめて低いものであった。

荒瀬郷に限ってみれば、年貢総計で、鷹尾山が四六俵一斗四升(一八石五斗四升)、常禪山が一俵三斗九升六夕(四石七斗九升六夕)、谷地年貢が、一六俵二斗四升九合六夕(六石三斗九升三合八夕)である。鷹尾山ではほぼ二百町、谷地面積も数十町におよぶものであったこと、他方(時代は下るが)、高三〇石の農家の「本役浮役下敷共」の年貢米が六一俵であったことをみれば、入会地の「低年貢」のほどは明らかであろう。次節でみるような入会地、とくに入会谷地の「開田」が、藩権力の後押しの下で急速に進められるのは、水田と入会地との年貢負担力の差異を一つの背景にもつものであったことを、あらかじめ指摘しておきたい。

最後に、入会地の管理をも担当した山守の給米についてふれておく。

村方役人のうち、大庄屋だけは、藩から直接給米が与えられた。年によって変動があるが、五〇と一〇〇石が普通である。この他、藩制期初頭には自らが開田した土地を知行地として抱持ち藩の年貢徴収の外にある例もかなり広範にみられる。

大組頭の場合は、居村に「組頭新田」を地方知行地として給

与され、肝煎の場合は「肝煎一分給」として、村高の一分を引いて給与されている。

これら以外の村方役人は、すべて関係村の「高引」をもつて支給された。先の『懷中手控目録』には「荒瀬郷役高引」として総ての役職について「高引」が記されているが、最高が割役喜作の二〇九石六斗で、全体的にみれば五〇石前後のものが最も多い。大山守は弥右衛門と作之丞の二人であるがいずれも五〇石である。

鷹尾山のばあい、山守として関係するのは北俣村と山谷村であるが、『林政史』と『郡誌』に以下のような文書があって、山谷村の大山守庄兵衛が五〇石、北俣村の村山守八右衛門と右馬之助が、それぞれ三〇石の「高引」役人であったことがわかる。

「元禄十一年山楯組小物成帳」

高式百拾参石四斗六升三合式夕 山谷村

内五十石 庄兵衛大山守役引

同二十石 堰守役郷ふらし

残高百四十三石四斗六升三合式夕

（以下略）

（②『郡誌』巻一より）

寛永五年戊子 十二月

「川北諸木植立御触書」

覚

一高三拾石 平田郷田沢組北俣村山守役引右者今度村山守
相立候ニ付高三拾石宛壺人ニ相立候、御用木念を入度々
見届相守可申候、村山守ニ候得共今度増役引相立候間、
他村之山々も心付見届大山守江可申達候、但此高引ハ山
守之役料ニ付何時も役儀相動候者可為支配候以上
子十二月 庄次左次兵衛

北又村山守

右馬之助殿

（北又村山守八右衛門同年御差紙写ハ別紙ニ有リ同文
言也）

（①『林制史』五七頁）

山守の給米は、入会山年貢に較べるとかなり高い。それは主な仕事が立林の管理にあって、入会山は従の仕事であったことによるものであろう。そのことはまた、入会山の管理全体が、入会村々の間での自主的な管理に委ねられる側面が強いことを意味し、藩権力による規制が（年貢収取関係以外は）、農民によって骨抜きされ形骸化されていく可能性を与えるものであった。その点は次節で言及されることになるであらう。

注(1) 庄内藩においては、大庄屋、肝煎、長人百姓という

年貢収取を中心とした村役人とは別に、御郡方と称する村役人を各郷ごとに配置した。その詳細は『郡誌』巻之一、一五二頁を参照。

(2) 元和八年(一六二二)から安永三年(一七七四)の一五二年間にわたって荒瀬郷の大庄屋を務めた池田家の場合、正保五年(一六四八)で以下のような地方知行地をもっていた。

正保五年荒瀬郷亥之御成箇土目録

池田刑部左衛門
同 六兵衛

高四拾九石五斗四升七合三夕

此取米刑部左衛門手前ニ納

内拾七石四斗二升一合七夕 北青沢村

〳拾石三斗九升八合 新出村

〳六石三斗九合七夕 大蔵村

〳拾五石六斗八升七合九夕 大窪村

二 藩制期における入会地の變遷過程

(一) 入会谷地の變遷過程

村ごとに分割された入会谷地は、藩の「たてまえ」とは別に、分割されて間もなく、新田として開かれていった。

《ノート》 庄内平地農村の入会地(上)

寛文三年の入会谷地の分割は、それが「高百石につき壹町の割」にみられるように、たてまえとしては水田の生産力維持をねらいとしたものであった。

それは「あまりにも急速な新田開発は水不足と採草地の減少を惹き起こし、本田の生産条件を悪化させることになった」(『鶴岡市史』上巻、二九五頁)ためとされる。

本田と採草谷地を、こうした結合関係におくことは、確かに望ましいことである。しかし、藩財政からみれば、そうした谷地利用のあり方は、きわめて迂回的な年貢増徴機能しか持ち得ない。先にみた谷地年貢の低さに比すれば、そこを新田として開発し、直接年貢をとりたてることがはるかに有効であった。

年貢に依存する藩政が、本田の生産力向上を第一義的なものとし、新田開発を抑制するような政策は、一時的には別として、藩の一貫した政策とすることは、基本的にはあり得ないことである。むしろ、新田開発の可能なところはどこと開発し、年貢をとりたてるのが、藩政の基調であったとみるべきであろう。その尻ぬぐいをし、水田の生産力の維持・向上に腐心するのは、常に生産者——百姓達であった。後にみるように、谷地の親村に対し、藩が開畑の許可を与えたとき、畑と同等の年貢を負担してもいいから、このまま採草地として使用させてほしい、という願文を出すのは谷地に入会っている百姓達だったの

《ノート》 庄内平地農村の入会地（上）

である。

荒瀬郷の入会地は、新田開発には最も適した場所であった。平坦部であり、水利条件にも恵まれ、水害防備のための河川改修事業が進展すれば、その度合に応じて、開発可能地が広がるようなところである。それ故、この入会谷地の変遷過程は、そのまま新田開発の過程をみることになる。

(1) 越橋谷地

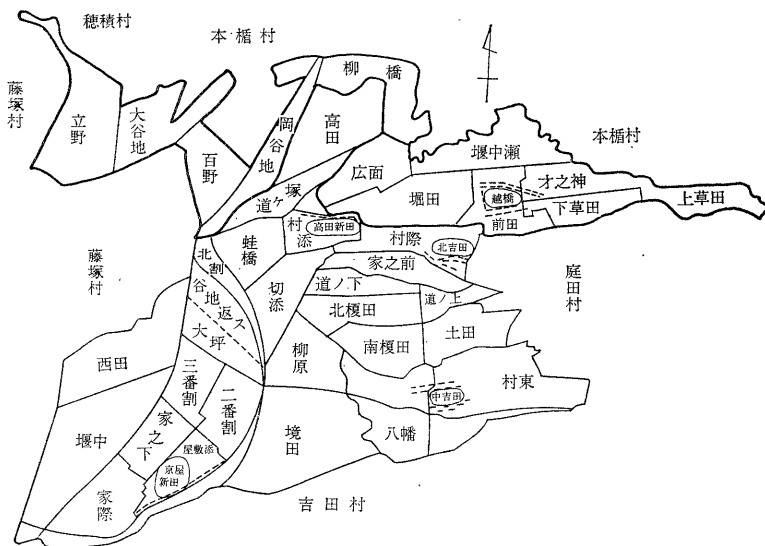
まず寛文三年に、越橋村、古川村、宮形村、星川興野村、木野内村、福升村、二ツ柳村に割り当てられた越橋谷地についてみることにしよう。

越橋村には、慶応三年に編集しなおしたものと思われる寛文九年（一六六九）から安永八年（一七七九）までの九冊の水帳と、宝暦九年（一七五九）の『反別並小作米御改帳』が残されている。寛文九年の水帳は、それ以前に開かれたすべての田畑を検地したもので越橋村の本田である。寛文一三年以降のものは、そのときどきに開かれた新田、切添新田、畑返しを検地したもので、寛文九年から宝永八年にかけて開かれた新田である。それらを一覧表にして示すと第4表の如くである。

この表と明治一五年作成の地図（第二図）から、越橋村の新田開発の経緯を推測すれば、おおよそ以下のようになる。

寛文九年まで開かれた本田は、越橋村の集落がある字前田を

第2図 明治15年保岡村全図（旧越橋村分は太線の内側）



第4表 越橋村検地帳一覽

水帳		寛文9年 (1669)	寛文13年 (1673) 古荒新田水帳	延宝8年 (1680) 申之年切添	元禄6 (1693) 切添	元禄8 (1695) 畑返	宝永3 (1706) 古荒新田奥	寛延2 (1748) 畑返	宝曆12 (1762) 畑返	安永8 (1779) 切添
区分	水帳	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩	畝歩
上	田	634.08				4.08		2.03	1.18	
中	田	629.10				31.22		23.00	12.20	
下	田	218.07	192.09	118.01	54.04		158.12		91.02	1.12
々	田	67.12	187.16							
上	畑	91.13							4.05	
中	畑	45.13							22.04	
下	畑	30.02								
下	畑	43.20				12.11		14.14		
屋敷	畑									
田	畑	1,759.25	379.25	118.01	54.04	48.11	158.12	39.17	131.19	1.12
合	合	225.9709	37.9210	10.6230	4.8720	4.7872	14.2560	3.6710	11.4588	.1260
高	高									
主な小字名	前田草田才ノ神西出はり堰中瀬	柳橋高田	沼ぞえ	百野	前田後苗代上餅田草田	大谷地岡谷地通はた北谷地	志めつがオノ神前田上越はし	西出はり上越はし前田	そふ田酒田道	

注. 越橋村文書のうち、各水帳より作成.

中心とした場所で、東から上草田、下草田、才之神、堰中瀬、

西出張（明治一五年の広面、堀田）までであり、柳橋と高田の一部が新田として（下々田として出てくる）開発されていた。

その後寛文一三年までの間に開かれたのが柳橋、高田である。

延宝八年の沼添は、切添新田であり、堰中瀬の一部と思われる。

元禄六年には百野が開かれ、宝永三年になって、通はた、北割、南割、大谷地、岡谷地が開かれている。この通はた、北割、南割は明治一五年の地図では大谷地、岡谷地に一括されている。

元禄八年、寛延二年、宝暦一二年の畑返しは、いずれも本田に錯綜して残されていた畑を開田したもののようである。

安永八年は、沼ぞえを切添開田したもので越橋村の検地はこの年で終了している。

以上のようにみてくると、越橋村における新田は東から西に向かつて、あるいは、高い水はけのいいところから低いほうへ向かつて（字名でいえば、前田、堰中瀬、才之神、上・下草田、堀田、広面の本田地域を基点とし、寛文年間に高田、柳橋、元禄に百野、宝永になって岡谷地、大谷地へと）開かれていったことがわかる。

これらの新田のうち、宝永三年の大谷地、岡谷地（および百野もか？）が、宮形村、星川興野村、木野内村、福升村、二ツ柳村、以上五カ村の入会谷地であった。この谷地については、

宝永二年に、次のような開発願文が出されている。

乍恐以書付願申候事

一 六町 西谷地 宮形村星川興野村木野内村二ツ柳村

内三町 十四年以前申年菅原治右衛門望ニ付渡此替地門

田村ニテ則三町之所請取申候

残谷地三町程此分不殘切添奉願申候

右之谷地越橋村地方ニ御座候所、先年拙者共村々江飼料谷地ニ相渡申候、然共近年者草生悪敷御座候、殊更御百姓共困窮仕候得者、馬持不申候御百姓共數多御座候、依之五ヶ村御百姓共相続仕御田地切添ニ奉願候、飼料之儀右替地之所ニ而飼料可仕候、こへ足之儀ハ才覚ヲ以相調可申候、地元御座候間越橋村ニ高御入被^レ被下度奉存候、以御慈悲當春中竿被仰付被下置候者、惣百姓共難有可奉存候、為其以連判御^レ伝申上候以上

宝永二年酉三月

宮形村

百姓善三郎

大組頭又右衛門殿

善九郎

小兵衛

左次兵衛

ゞ 又右エ門
ゞ 与五郎
ゞ 清三郎
ゞ 善兵衛
長人百姓与兵衛
肝煎 源助

星川興野村

百姓 勘右衛門

(以下五人)

長人百姓弥十郎

肝煎 七十郎

木野内村

百姓 惣右衛門

(以下七人)

(⑥『門田』)

この文書から、木野内村他五カ村に与えられた越橋谷地のうち西谷地は六町歩であり、そのうちの三町を、元禄四年に当時荒瀬郷の大庄屋であった菅原治右衛門に渡し、代替地を門田村(門田谷地)に与えられたこと、残りの三町が、ここでの新田開発対象地となった岡谷地、大谷地であること。また「御百姓共困窮仕候得者、馬持不申候御百姓共数多御座候」という文章

から、逆に、すでに一七〇〇年代初頭において、馬を持つことが、かなり一般化していたことが出来るよう。
この三町(大谷地、岡谷地)は、願文が出された翌年、宝永三年(一七〇六)に、願いのとおり検地を受けた。その内容は「宝永三年飽海郡荒瀬郷越橋村古荒新田戌奥水帳」に記載されている。

宮形村

通はた

下々田三畝四歩 分米式斗八升式合 興治郎

南割 古帳同人

下々田三畝式歩 分米式斗七升六合 藤九郎

(中略)

星川興野村

通りはた 古帳勘右衛門

下々田式畝六歩 分米式斗九升八合 藤九郎

(中略)

二ツ柳村

通りはた 古帳与左衛門

下々田式畝歩 分米式斗八合 四郎右衛門

(中略)

《ノート》 庄内平地農村の入会地（上）

福升村

同所（注南割）

古帳 太郎兵衛

下々田三畝貳拾七分 分米壹斗八升九合 多惣兵衛

（中略）

木野内村

南割

古帳 与兵衛

下々田壹畝貳拾貳歩 分米壹斗五升六合 甚左エ門

（中略）

下々田合壹町五反八畝拾貳歩 六七之竿

分米拾四石二斗五升六合

右切添戌奥丑年々御高二入

（以下略）

（④『越橋』）

ここに記載された名請人は、この水帳が慶応三年に編集しなおされたものであるため、その時点で百姓名が記されているが、宝永三年の名請人も、「古帳与兵衛」という形で記載されている。そして、この古帳の名請人は、越橋村の百姓ではなく、先の宝永二年の「願文」に名を連ねている五カ村の百姓に一致する。「願文」には、二ツ柳村、福升村の百姓名が欠けているが、宮形村、星川興野村については、全部一致するし、二ツ柳村の与助、与左エ門、福升村の太（多）右衛門等々は、他の関

連資料から、当時の村々の百姓であったことを確かめることが出来る。

こうして、寛文三年に入会谷地として検地を受け、各村々へ分割された越橋谷地は、わずかに四〇年たらずのうちに、それぞれの村の百姓によって新田にかえられた。しかも、この新田開発は、藩の新田開発優遇策の下でなされたものであった。

先に引用したこの水帳の末尾には、この新田の検地が五六ノ竿ではなく、六七ノ竿をもってなされたこと（つまり細延びが藩の公認のもとで行われていること）、および「戌奥丑年々御高二入」ることによって三年の歛下年季があり、その間無年貢であったことを記しているからである。つまり藩権力は、一六〇〇年代中期までの急速な新田開発の進展が、本田の生産力低下を結果することを危惧し、一度は新田開発の禁止、入会谷地の本田高に応じた分割を行うものの、そうした政策を長く続けることは出来ず、一七〇〇年代に入ると再び新田開発優遇策に転じたのであった。

こうして、入会権をもっていた五カ村の百姓によって開かれた新田は、その後五〇年ほどの間に、地元、越橋村の百姓達のものとなった。その経緯は明らかでないが、宝暦九年の『反別並小作米御改帳』における名請人をみると、五カ村の百姓は、ことごとく姿を消し、かわって越橋村を中心とした地続きの村

第5表 越橋谷地のうち五カ村入会谷地

		宝暦九年『反別並小作米御改帳』					『宝永三年水帳』	
小字名		田数	面積	分米	表田渡り		名 請 人	村別名請人
宝永	宝暦							
通はた南 割	通はた大谷地	1 1	反畝歩 304 302	石斗升合 282 276	俵斗 2.0 2.5	石斗 8 10	高田 藤右衛門	宮形村(与兵衛)
通はた	通はた	5	1005	915	28.0	112	酒田 善右衛門	宮形村(善九郎, 善三郎, 与五郎, 小兵衛, 佐治兵衛)
〃	〃	6	1516	1398				星川興野村(勘右衛門与十郎, 弥惣兵衛, 五右衛門, 小十郎, 弥十郎)
北 割	北 割	2	404	372	8.0	32	北吉田 久 助	宮形村(善兵衛, 清三郎)
北 割	大谷地	1	320	310				宮形村(源助)
南 割	〃	1	422	462	4.3 (小計)	19 181)	越橋 甚左衛門	星川興野村(七十郎)
通はた	岡谷地	2	306	288	3.2	14	越橋 喜左衛門	二ツ柳村(治良左衛門与左衛門)
〃	〃	1	22	66	3	3	北吉田 八兵衛	〃 (喜左衛門)
〃	〃	3	205	198	2.0	8	越橋 甚左衛門	〃 (久左衛門, 六左衛門)
〃	〃	1	200	180	3.3	15	〃 喜左衛門	} 〃 (与助)
〃	〃	1	200	180	3.0	12	〃 清 吉	
〃	〃	1	24	72	1.0	4	〃 勘右衛門	〃 (与吉)
南 割	大谷地	1	125	165	3.2 (小計)	14	〃 喜左衛門	〃 (作右衛門)
〃	〃	1	216	228				福升村(多右衛門)
南割・北 割	大谷地	2	427	441	4.2	18	越橋 専 七	福升村(太郎兵衛, 松右衛門)
北 割	〃	1	102	96		4	〃 甚左衛門	木野内村(長吉)
〃	〃	1	203	189	1.0			福升村(五郎兵衛)
〃	〃	2	316	318	3.1	13	〃 伝 三 郎	〃 (清蔵, 与右衛門)
〃	〃	2	525	615	35.9	149	〃 甚左衛門	〃 加茂左衛門, 三五郎
南割・北 割	〃	20	4126	3768				木野内村(与兵衛, 弥左衛門, 惣兵衛, 半小郎, 嘉兵衛, 弥兵衛, 助左衛門, 長助, 丹三郎, 清太郎, 嘉右衛門, 権三郎, 八兵衛, 重助, 与治郎)
通はた	〃				(小計)	175)		
南 割	〃	1	720	690	5.2	22	〃 利 助	〃 (三五郎)
通はた	〃	1	501	453	5.0	20	北吉田久 助	〃 (助左衛門)
北 割	〃	1	200	200	1.2	6	越橋 利 助	〃 (勘十郎)
〃	〃	2	610	579	5.0	20	北吉田治右衛門	〃 (与助, 弥治兵衛)
〃	〃	3	1227	1161	8.0	32	越橋 喜左衛門	〃 (久三郎, 孫左衛門, 喜助)

々（北吉田村、高田村）の百姓が名を連ねている。その詳細は第5表に示したとおりである。

当初、「困窮」していた入会村の百姓達が自らの手で耕作すべく開いてはみたものの、最も近い二ツ柳村からでさえも小一里の道程にあり、通い耕作を断念し、わずかの間に、地続きの村々へその権利を譲渡したものかもしれない。あるいは新田開発の時点ですでに、実質的には越橋村の百姓の手でなされ、名請名儀だけ入会権をもつ村々の百姓名としていたものが、その後形式と内容を合致させたものかもしれない。いずれにせよ、宝暦以降においては、越橋谷地に対する木野内村他五カ村の關係はその根拠をとどめることなく消えていくのである。

ところで、この宝永三年の水帳では、開発された新田面積は、合計で一町五反八畝である。これには縄延びがあることは先に指摘したとおりであるが、六七ノ竿を五六ノ竿で換算すると二町二反となる。谷地面積三町のうち二町二反が新田として開かれた、ということであろうか。

宝暦九年の『反別並小作米御改帳』には、各筆毎に「表田渡り」が記されている。表田渡りは、一般的には年貢プラス作徳米を表示するものとされているが、それは各筆のそうした諸掛りの最大負担量を示したもののようで、当時の実収高に近似した数値となっている。⁽¹⁾ 宝永三年の新田について宝暦九年の表田

渡りをみると、五二石六斗であって、一石一反として面積換算すると、ほぼ五町六反になる。

さらに、地租改正時（明治一五年）での実面積をみると大谷地が五町六反、岡谷地が三町で計八町六反である。

以上の数値から類推すれば、宝永二年のとき三町とされた谷地面積は、実面積で九町近いものだったと考えられ、一七〇〇年代半ばまでにほぼ六町前後開かれ、幕末までにさらに三町前後の切添開田がなされたものとみていいであろう。

越橋谷地には、この他に、元禄四年五カ村から菅原治右衛門へ渡した三町と、古川村分の谷地五町六反があった。その場所がどこであったかは、今のところ明らかでない。菅原治右衛門へ渡した三町は、治右衛門が当時大島田に居を構え、荒瀬郷のうち新田目組勝竜寺組星川組福山組を支配する大肝煎（この役職名は後に大庄屋と改められた）であったことから考え、谷地として利用したのではなく、新田開発のために供したものである。先の大谷地と岡谷地の間にある百野が、元禄六年に新田としての検地を受けているのを見ると、百野が治右衛門が譲り受けた谷地ではなかったかと推測される。そうだとすれば、そもそもからの五カ村の谷地は、地図上の岡谷地、百野、大谷地と続く一帯にあったということになろう。そして隣り合わせて西側にある立野が、古川分の谷地ではなかったらうか。

注(1)

庄内農村の藩制期の分析に際し、最も厄介な問題の一つは、水帳面積が実面積とあまりにも違うことと、もう一つは、一筆ごとに記されている俵田渡り米が、その筆の高とあまりにもかけ離れていることである。これらの関係について、かなり正確に類推出来る土地があるので、ここに紹介する。下表を参照されたい。

この三筆の土地は、中野新田の東割、南田および屋敷添にあるもので、いづれも宝暦年間から安永二年にかけて本間家へ買入れた土地である。

事例Ⅰに則して説明しよう。質取証文によれば、東割下々田の土地は「三反九畝二九歩、分米三石五斗九升七合、免四ツ二歩」で、この俵田渡り米は「二八俵二斗」となっている。これらの数字のうち、面積と分米(高)は、水帳と同じである。

《ノート》 庄内平地農村の入会地(上)

本間家の質取・永譲地(中野新田)

	I	II	III
①質 取 年	宝 暦 10(1760)	宝 暦 14(1764)	安永 2(1773)
②永 譲 受 年	寛 政 2(1790)	寛 政 5(1793)	享和 3(1803)
③譲 渡 人	安 右 衛 門	酒田 鈴木九右衛門	四 郎 兵 衛
④場 所	東 割 下 々 田	南 田 下 々 田	屋 敷 添
⑤証 文(水 帳)面 積	3 反 9 畝 29 歩	4024	729
⑥分 米	3 石 5 斗 9 升 7 合	3672	897
⑦ 免	4 ツ 2 分	4 ツ 2 分	4 ツ 2 分
⑧年 貢	3 俵 3 斗	3.3	1.0
⑨(農民取分 I) ⑥-⑧	5 俵 1 斗	5.2	1.1
⑩俵 田 渡 り 米	28 俵 2 斗	22.0	6.0
⑪本 間 家 取 分 ⑩-⑧	24 俵 3 斗	18.7	5.0
⑫(農民取分 II) ⑥-⑩	-20 俵 2 斗	-13.0	-3.3
⑬地 租 改 正 後 の 面 積	1 町 1 反 7 畝 17 歩	9023	1909
⑭収 穫 米 (反 2.5 俵 として)	29 俵 1 斗	22.3	4.3
⑮(農民取分 III) ⑭-⑩	0 俵 3 斗	0.3	-1.1

注 1. 『本間家土地証文』と『中野新田地籍簿』より。

2. 俵田渡米=年貢+作徳米

参考 本間家の利回りⅢの場合

元地引米65俵 本間家取分(小作料) 5 俵

$$\frac{3}{65} \times 100 = 7.69\%$$

永譲受のときの増米20俵

もし、ここに記されたとおりでであるとすれば、本間家はべらぼうに高い作徳米（三反九畝二九歩の土地から二四俵三斗）を取り立てていたことになる。しかしこの土地は、地租改正時点においては、一町一反七畝一七歩とされ、七反七畝一八歩の改出しがあった。その「収穫米」は反一石である。すなわち、この土地は二九俵一斗の収穫がある田であった。それはほぼ俵田渡り米に対応し、それ故、この土地を耕作する農民は、この土地からの収穫米だけで年貢と作徳米（つまり俵田渡り米）を支払いうる条件をもっていたことになる。他の事例についても同様の関係をみることが出来る。つまり俵田渡り米は、年貢プラス作徳米を表示するものであるとしても、それはその負担限度（その田の実収高に近似した数値）を表示したものと考えられるのである。

(2) 門田谷地

木野内村他五カ村が、越橋村西谷地にもついていた六町の入会地のうち、三町は元禄四年に大肝煎菅原治右衛門へ渡り、その代替地は門田谷地に与えられた。この代替地は、五カ村に因んで、五カ村谷地と呼ばれ、極最近時まで、日向川の南岸、字尻地にその名残りをとどめた。

この三町の谷地はほぼ一五〇年間五カ村の秣場として利用さ

れ続けてきたが、幕末期になって村の土地の大半が小作地と化した門田村では百姓が困窮し、地続きの五カ村谷地の開発を強く望んだ。そのため、五カ村との間で争論を生じさせた。二ツ柳村の肝煎であった茂木家文書の中に、その一端を窺わせる次のような訴文が残されている。事件の全貌がわかるだけでなく、五カ村谷地の管理形態および若勢の様子など記された貴重な文書と思われるので、煩わしさをいとわず全文を紹介する。

乍恐以書付申上候

私共五ヶ村飼料谷地之儀、門田村地形ニ有之、遠所ニ付右村八十郎見張番人相頼置候所、不締之事共有之、無是非当年新田目村助左衛門ニ指替申候、右谷地之儀、開畑之内談ホ御座候得共、外ニ飼料場無之、其指嫌ひ申候得共、何分他村地形ニ而難儀之事共御座候所、先達而惣而谷地開畑ホ不相成事ニ被仰達安堵至極奉存候所、当四月七日夜番人之隙を伺ひ、右場所一円乱妨ニ獲倒し、或ハ番人小屋を三度迄焼連候段、番人申聞候得共、何分手掛りも無之、何連増番相立度段助左衛門申候ニ付、任其意候所、宮野内新田村勘治郎、傳平兩人相雇、昼夜無油断改相守候由、其比、助左衛門二門田新田村喜助悴申聞候ハ、彼所之柳蔭二人之付候跡相見候と申ニ付若増番之者共ニも可有之哉と及挨拶候

由、其後五月十二日夜、門田新田村源四郎召仕兼吉と申者被_レ捕_レ、色々相詫候ニ付、此以後番人小屋焼連候節者、其毎度、兼吉掛直候事ニ約定致し、用捨仕候由、夫々小屋焼く事も無之、同廿六日夜門田村藤十郎召仕、坂と申もの又々捕_レ候所、是又如形相詫候ニ付、先比乱妨致候者共を、有体申聞候ハハ用捨可致与申候所、門田村、門田新田村十人、上市神新田村拾四人、數合式拾四人ニ而難倒候趣、名前共委細申聞候ニ付、番人与三ヶ村若脊共、及混雜候所、若脊共より中直り之頼人有之、番人共酒を飲候由、然所、他村之草を刈候迎酒を買候ハハ、先比柳蔭の草を刈しハ増番之由、右場所者上市神新田村之谷地之事故酒を買候様ニと申ニ付、夫者増番之者共ふ案内之事故、若も哉と存候儘及挨拶候咄・夫と申二者、無之を色々申訳候得共、一円ふ聞入ニ付、少々之事ならハと申候所、五請場ハ村掟ニ而役所より免され候様与、ふ法之申掛ニ預り候趣、委細前条助左エ門申聞候間、難捨置、谷地年番福升村長人多右衛門、助左衛門、大組頭延之助方罷越、右之荒増申述候所、若脊共寄合早々為引取候様、上市神新田村江被申達候得共ふ相用由、いつ連も私共及尔談度門田、門田新田、上市神江罷越候得共、出違、留守ホ之断、或ハ一向ふ取合も有之、無越御訴詔申上候、谷地方之儀此比嚴重ニ被仰達も御座候所

《ノート》 庄内平地農村の入会地（上）

上を茂ふ恐程之者共、飼料場之近所ニ罷在何様之惡事相持可申茂難斗、ふ安堵至極奉存候、何卒以御威光安堵ニ相統仕候様締万御立被成下度奉願候以上

卯六月

（以下五力村の長人・肝煎連名）

（⑧『茂木』）

五力村谷地は、五力村にとって最後に残された草刈谷地であつたためか、その管理は、総括管理者として谷地年番を置き、その上、現地には小屋までつくつて見張番を雇っている。谷地年番は、ここに登場している福升村の多右衛門といい、明治初年の木野内村の喜助といい、いづれも村きつての大百姓であり、草分け百姓であつた点からみて、きわめて重要な役職だつたと見ていいであらう。⁽²⁾ しかも、常時一人、緊急事態には三人もの見張番をつけているところを見ると、この谷地の管理に非常に大きな力を入れていたことが窺われる。

この争いは、五力村がそれほどまでに大切にしていた谷地に、地元の門田村他三力村の若勢連中が、様々のいやがらせをすることに端を発したものである。しかしそれだけならば、酒を買つて仲なおりをするだけで一応ことは済んだであらう。問題は、地元の若勢の一人が「五請場（五力村請谷地——引用者）ハ村掟ニ而役所より免され候」と言い張つたことにある。つまり五

カ村入会地は、地元の村々も勝手に草刈りしてもいいということとを地元の村がきめ、役所からも許されている、ということになれば、問題は、若勢連中のいたずらではなく、村と村の対決になる。そこで、「難捨置」谷地年番の登場となったのであった。他方地元の開畑要求の背景には、小作農への転落による貧窮化と土地拡大要求とともに、開田・開畑を可能とするような治水・水利条件の整備があったことは後でふれるであろう。

この争いがあった安政二年（一七五五）には、開畑の内談があったもののそれを拒み、藩からも「谷地開畑不相成事」との達しがあり安堵していたのであるが、それからわずか八年後の文久三年（一八六三）には、ついに開畑された。

明治二年のものと思われる門田村文書の中に「羽州飽海郡荒瀬郷門田村」と名うった文書があるが、そこには次のように記されている。

五ヶ村谷地

一田九畝貳拾九歩 文久三亥年開発

此定見取米壹斗四升五合九夕 下敷共

内 壹斗壹升六合七夕五ヶ村八分

貳升九合貳夕門田村二分

（但ニツ柳村福升村木野内村宮形村星川興野村右五ヶ村入

会谷地）

三表渡

同所

一畑壹町三反壹畝拾八歩 同断

（此定見取米貳表六斗壹合四夕下敷共 但右同断五ヶ村入会谷地）

（⑥『門田』）

この開発は、地元門田村が発議し、藩権力の後押しの下で、入会五カ村の強い抵抗を排して行われたものであった。次の二通の訴文は、その経緯と、五カ村の百姓の心情を簡潔に訴えたものである。

乍恐以書付奉願候

私共五ヶ村ニ而請谷地仕候門田村分草蒔場所、新田開発之儀度々被仰含候得共、右谷地之儀者専五ヶ村ニ而秣肥草場ニ而、切奥ホニ相成候而ハ本田之仕入ふ行届、御田地荒廢ニ罷成候段迷惑至極ニ奉存候間、何分御免被成下度奉存候、尤畑竿請候而可然様ニ御内々被仰含候得共、此儀者得与相談仕御請申上度奉存候、右両様宜御沙汰被成下度奉願候以上

末

六月

宮形村

長人百姓三治兵衛

星川興屋村

同 弥右エ門

木野内村

同 孫三郎

同 村

同 権四郎

福升村

同 多右衛門

二ツ柳村

同 喜八

肝煎

同 源助

同 弥吉

同 喜三郎

大組頭 極之丞

同 織右エ門

佐藤八右衛門殿
堀善蔵殿

(⑧『茂木』)

乍恐以書付奉願候

私共村々請谷地仕候門田村分草苅場所、此間萱野又衛様御見分之上開畑之儀被仰含候ニ付、再度申上候通、飼料肥草場所ニ而迷惑至極之趣申上候得共、源御趣意茂有之慈悲共切奥可被仰付哉之御様子、何共歎敷奉存候、依之申上候、何分切奥ニ相成候而ハ、困窮之五ヶ村必至と難渋仕候間、畑竿申請、右御見取米別段上納可仕候間、谷地ハ其儘ニ被指置被下置候様、厚御沙汰被成下度奉願候以上

未六月

(以下先に同じに付省略)

(⑧『茂木』)

この訴文二通は、五カ村の長人百姓、肝煎および五カ村が属していた星川組と正竜寺組の大組頭が連名で、荒瀬郷の大庄屋二人宛に差し出したものである。五カ村の百姓は、この秣・肥草場が開かれてしまうと本田が荒廢してしまうので、どうしても中止してほしいこと、そのためには畑竿を受けて、畑年貢を請ける相談をしてもいいと願ひ出ている。そして二通目では、再度のお願いにもかかわらず、開畑の方針を変えようとしないうる態度を「何共歎敷」ものときめつけ、切り開かれてはどうしても困るので、畑竿を申請、その御見取米を別に上納すると言いきり、谷地はそのままにしておいてほしいことを強く

訴えている。

この訴文は安政六年（一八五九）のものであるが、文久三年に開畑は強行された。しかし、五カ村の百姓の願いが全く無視されたわけではなく、開畑は二町七反の谷地のうち、田一反畑一町三反計一町四反にとどまり、残りは五カ村の谷地として残された。また開かれた田畑の帰属も、地元門田村二分、五カ村八分の割当がなされ、全体として五カ村への配慮のあとがうかがわれるものとなっている。

だが地元門田村はこれだけではおさまらず明治二年から三年にかけて、谷地として残された一町三反をも開畑するよう要求した。この願文も明治三年三月と同年六月の二通残されている。

乍恐以書付御願申上候

当御支配所荒瀬郷門田村地方宮形村二ツ柳村福升村木野内村星川興野村右五ヶ村請谷地、八年以前文久三亥年半通開発、残地別絵図面之通、今後聊御益道之為私共地元相談之上開畑奉願上候、尤毛元五ヶ村之儀、秣難渋ニ茂可有之御座候与奉存候ニ付、迷惑無之様、相応之草刈場替地茂指向候様可仕候間、右替地之廉を以毛元被御申諭、場所御見分之上願之通開畑被御申付被成下置候ハハ、私共見立地元相統之一助ニ罷成、村中一同雖有仕合奉存候、依之乍恐以書

付奉御願申上候以上

当御支配所

明治三年

荒瀬郷藤塚村

午三月

願主 伊右衛門

同村同 勘四郎

門田村

長人 藤十郎

長人 甚太郎

肝煎 喜代吉

肝煎 又兵衛

今井延之助殿

前書之通奉御願申上度旨申出毛、元村々迷惑不仕様替地指向、地元相統之一廉ニ罷成候儀尤ニ相聞候間、奥印仕候以上

明治三年前月

酒田県

荒瀬惣代

御役所

嶋田辰治

⑥『門田』

ここでは、地元の門田村、藤塚村の開畑の願いと同時に、五カ村に対する代替地をも役所で保証してくれるようお願い出ている。

る。文久三年の開発の際、入会五カ村の抵抗がいかに強いものであったかを物語るもので、開畑を願う地元の村々も、五カ村に代替地を与えて納得してもらわなければ、開畑が非常に難しいものと判断してのことであろう。

この三月の願いは酒田県役所の許可を得ることが出来ず、六月になって再び同じ書式でもって開畑願いが出された。そこでは、「先書江者悉ふ奉申上候得共」、地元門田村が、度々の洪水に見まわれ、田畑はほとんど質入れしてしまい、村高一〇三十石余のうち、村持高はわずか一九石余であり、百姓共は水呑同様の有様にあることを訴え、是非とも開畑を許してほしいと願っている。

こうした再度の願い出にもかかわらず、五カ村谷地の残り半分の開畑はついに許可されなかった。

こうして、寛文三年（一六六三）に越橋地方に、六町与えられた五カ村の谷地は、藩制期をつうじて行われた開田、開畑の波にさらされ、幾度かの変遷を経て、最後には一町三反の土地を門田谷地に残して地租改正を迎える。

門田谷地には、この五カ村谷地の他に寛文三年に大島田村分六町五反一畝、政所村分一町七反二畝、中星川分二町六反四畝が、入会谷地として与えられていた。

これらの谷地のうち、大島田分の谷地は、大島田谷地とよば

れ、安政七年に二町九反二畝一四歩、中星川分は中星川谷地とよばれ、同じく安政七年に七反八畝二二歩新田として開発されている。

他の鶴田谷地、中吉田谷地および南吉田谷地に与えられた各村の入会谷地もこれまでみてきた谷地と同様の運命をたどり、今日でも中割、北割、二番割、三番割、大谷地、西谷地等の名をとどめている。

注(2) この谷地年番を中心に、時々五カ村の代表が寄合、様々の相談・取りきめをしていた。『安政五年五ヶ村谷地御用色々控帳 未四月 年番肝煎喜三郎』と表書きされた茂木家文書には、以下のような覚書が綴られている。

覚

未四月十八日登り

一錢 三百貳十五文 玉子貳十五

但老ツニ付十三文ツツ

一同 百文 御菓子代

一同 貳百七十文はたこ代

一同 百文 登り雑用

一同 七十三文 下り雑用

一同 百文 宿ニテ入用

小以 九百六十八文

（中略）

一にこり酒 三升

一ケ字登ん 六百文代

外ニ酒肴有合ニ而三品

右者五ヶ村谷地之儀ニ付打寄老ヶ村ノ老人ツツ極

被下候以上

五月五日

（⑧『茂木』）

（二）入会山（東山鷹尾山）の変遷過程

荒瀬郷における萩・肥草のための入会地は、（一）で考察した西部の入会谷地の他に、東山一帯（藩制期の呼称は鷹尾山と常禪寺山）にあり、貞享四年（一六八七）に鷹尾山が、平田・荒瀬両郷の入会札山となったことを先にみた。

この入会札山のその後の変遷過程は、『郡誌』に収録されている鷹尾山新古留帳のうち、荒瀬郷の大庄屋三名の連名で奉行所宛に出された文化元年（一八〇四）の「覚」に、詳細に語られている。ここではもっぱら、この「覚」によりながら変遷過程をみることにしたい。

当初、この入会札山は、平田郷一七人、荒瀬郷一二人の山守以外は、札持ちに限って入山が許され、しかも一日限りで、萱

草を刈り、持ち運ぶことが義務づけられた。しかし先にみたように、入会谷地が新田開発によって狭められ、鷹尾山入会地への依存が強まるなかで刈取りに来る人数が増え、萱草の生立は不良になり、自然と奥へ奥へと刈り込んでいくことになった。そこから二つの問題が生じた。

一つは、先の札山制定の際に、入会山については地元山中の村と、沖郷の村々との間にその境界はないとしたものの、鷹尾山に隣接した愛沢山には山中の村々が専用する草刈場が与えられていた。その山中の領域まで沖郷の村々が侵すようになったことである。

明和四年（一七六七）に平田山中の村と沖郷の村との、鷹尾山愛沢山境の争論は、そうした背景のもとに生じたものである。これは奉行所が、貞享四年の取替証文をもとに「右山境之義愛沢山木立之谷際之落合迄沖郷山中双方入会可申被仰付」一応の解決をみている。

今一つは、一日限りに青草ばかり刈り取っていたのでは（谷地入会地からの草供給量が減少し、山草への依存が強められたためであろう）、本田の生産力維持が困難になったことである。その対応策として、村々は、一村限ニ「茹場境」を立て、それを「かすみ」と唱えて「刈草干置取入」が出来るように申し合わせをしている。つまり境なしの入会地を、「村限」にする

ことによって、刈干の利用を行えるようにしたわけである。このことによって「荷数も沢山二成、御田地仕入難渋不仕儀二御座候」と好転した。

同時に、入会山を各村ごとに区分することはそれまで「札を持った個人個人の入会」であった札山を、事実上、札とは無関係の、各村ごとの入会地に変更することを意味した。それは天明年間（一七八一―一七八八）に行われた「郷方諸浮役御改之節」に「御年貢米取立方も一統百姓人々高掛ニ而是迄上納仕罷在村々熟和二申合、秣肥草蒬来申候」という文面より明らかである。つまり、それまで入会山の年貢は、札を持っていた百姓が一枚二付二升宛ずつ、個々人で納めていたものを、村の札数に応じた年貢の合計値を、各人の持高に応じて割り振りするように改めたわけである。このことによって、藩へ上納される山年貢の合計値は変わらないが、百姓個々人の負担は持高に应じてなされることになり、同時に札を持たない百姓も「村分」の入会地へ参加することが出来るようになったわけである。

こうした村限による「かすみ」方式は、藩が認めたものではなく、あくまでも「村々が熟和二申合」せして行っただけであった。

しかし、こうした村限による入会地利用はどうしても村々の利用境をめぐっての争論を生じさせる。ここでも、平田郷の村

々が利用している地所で数度の論争に及び、結局は、「入相之御定ニ候処、自己ニ蒬場境と相心得候より」争論が生じるのであるから、「貞享明和の定」のとおり、全域を入会地とする惣容入会として使用するよう奉行所から達しを受け、それを大庄屋が「尤至極に奉存候」と受け入れざるを得ない状況にあったのである。

しかし、荒瀬郷の村々は、奉行所からの、「惣容入会」の達しを受け入れるわけにはいかなかった。惣容入会になると再び刈草を干して置くことは出来ず（これは一日限りのためだけではなく、盗難のことも考えてのことと思われる）、日々青草だけを切り入れる外はなく、肥草が甚だ不足になるからであり、また山手近くの村々は、草生のいいところを専ら刈り取れるが、三、四里、五、六里も隔たった村々は、奥へ入って青草だけを背負ってこなければならぬからである。そして何よりも、村限の際の、村々の熟和の申し合わせを忠実に守り、争論も無く入会ってきた荒瀬郷の村々が、平田郷の村々の間で生じた争論のために、当初のような惣容入会にされることは、甚だ迷惑な話であった。

さらに、この大庄屋三名は、入会山を見まわった結果を次のように報告している。

先達拙者共、山方見分仕候処、平田郷村々之蒔場之内焼畑夥數有之、荒瀬郷村々蒔場ニハ焼畑等一向相見不申候

と。つまり荒瀬郷の村々は、入会山をまさに入会山として、秣・肥草刈取りのため、きわめて入念に利用していること、それに對し、平田郷の場合は、この鷹尾山中まで開畑し、入会地を荒らしていることが報告されている。この文書は、そうした状況を見ながら、さらに次のように続けられている。

入会刈（惣容入会のこと）相望候村方ハ何（れ抜か）も山近辺勝之村々故、此上猶又焼畑多仕、只今迄沖郷かすみ之内萱草自由蒔取可申ニ付、入会勝手之筋ニ可有之候、右之通相成候而ハ、一体ニ萱草も不足仕、其上爭論等も有之、沖郷一統自然と御田地仕入方行届不申、追々及困窮候、（中略）今度入相（惣容入会のこと）蒔被仰付候而者、沖郷必死と迷惑可仕、歎敷奉存候、入相（惣容入会のこと）蒔迷惑之村々ハ、平田沖郷ハ荒瀬同様之趣ニ相聞申候

入会地を開畑するのは、当然のことながら山近傍の村々であった。もし藩の達しのように惣容入会となると、これまで「かすみ」で守ってきた他村沖郷の村々の萱草地まで、勝手に焼畑

にされ、萱草が不足となり、田の仕入れが不行届になり、百姓が追々困窮するであろうことが心配されている。それは先にみた、門田谷地における五カ村と地元各村々との間で生じた開畑をめぐる争論に酷似した問題であることがわかる。そしてここにも、この争いの背景に、地元山付の村の貧困、耕地拡大要求と、平坦部沖郷の村の、新田開発による秣・肥草地の減少および、肥草需要の増大という、藩制期を通じて矛盾を拡大してきた問題が横たわっていることは明らかであろう。

平田郷の村々の、以上のような「自分勝手」な振る舞いは、鷹尾山にとどまることなく、北側の地続きであった荒瀬郷の村々三四カ村の共用入会地、常禅寺山にまで及ぶことが懸念された。荒瀬の庄屋三名は、次のように訴えている。

一常禅寺野山御年貢米拾毫表余、荒瀬郷三十四ヶ村より常禅寺村江相立上納仕、往古より荒瀬川南ハ大沢、八かみ沢、六はい沢、五ヶ谷地ニ階迄、同川北ハ大森滝山善界ぼた沢迄峰切水落次第ニ境相定萱草蒔来申候、右川南之方ハ鷹尾山地続ニ御座候間、大凡地境長坂と申所より東の方姥ヶ沢限ニ有之候、見通しの道筋より北ハ不殘常禅寺山ニ而、是迄平田郷にてハ一ヶ村も草蒔場無之由一統申聞候ニ付、平田郷大庄屋共江申談候処平田郷ニ而ハ右

子五月

林 小源太

御奉行所

堀 善藏

見通三道筋より北ニも鷹尾山入込居候趣ニ心得罷在候段申ニ付、常禪寺山之義ハ一体別御年貢敷、其上荒瀬ニ而別段野山守等も相立置候事ニ候ヘハ、平田郷ニ而ハ彼是構無之地所之段、先達而より色々申談候ヘ共、大庄屋共も一向承引不仕儀ニ御座候、然上ハ今度鷹尾山惣容入会ニ被仰付候ヘバ、右山境之義平田荒瀬両郷甚違乱可有御座奉存候、其上鷹尾山之内ニも平田郷焼畑過分ニ相見候間末々ニ心得違之者も難計奉存候

こうして、大庄屋三名は、惣容入会になった場合に危惧される問題を訴え、藩の御趣意にそぐわないことに恐れ入りながらも、次のような提言をして、全体を結んでいる。

平田郷大庄屋共限尚又申合、鷹尾山之内平田荒瀬大凡境相立組々切ニ入相苅取候ヘバ、末々爭論有之間敷と奉存候、色々評議仕候ヘ共兎角決定仕兼候愚昧之者共大勢之義故、心得違有之却而被仰渡之御越意ニ相違候義出来可仕哉と奉恐入候、其上連々御百姓共困究ニ罷成候而ハ大切至極之儀ニ奉存候間、乍憚尚又御勘辨被成下平田荒瀬鷹尾山境相立候様、御沙汰被成下度奉存候以上

(文化元年)

菅原治右衛門

《ノート》 庄内平地農村の入会地(上)

つまり、一つは、平田郷と荒瀬郷の間に境を立てること。二つは、その中で、組々切に入会刈取ることである。これは村々で申し合わせ、慣行化していた一村切よりは入会の境界が広くなり藩に対して一定の妥協案を示したものであるが、基本的には沖郷、なかなか荒瀬郷の村々の百姓の願いを支持したものであった。

荒瀬郷の大庄屋が、沖郷の村々の意を受けて願出たこの訴えが、藩(奉行所)によって、どのように裁定されたかは今のところ明らかでない。しかし、形式的には札数に応じた年貢を藩へ納め(つまりその限りでは、札をもった個々人の札山入会——惣容入会の形式を残しながら)、実質的には村ごとに境界をきめ、村分の内では札の有無によらず利用し、山年貢は、個々人の持高に応じて納める、という、「村中申合」の形式を、その後もとりつづけていたことは以下のような資料から推測されるところである。

まず、鷹尾山の年貢について、村から藩へ納める場合を、『年貢米名寄一紙』からみてみよう。

二ツ柳村には、文化十一年（一八一四）から天保十四年（一八四三）まで用いたものと思われる『名寄一紙』、嘉永三年（一八五〇）から安政六年（一八五九）まで用いたと思われる『名寄一紙』および明治三年のものが残されているが、そこには鷹尾山年貢について以下のように記載されている。

（文化十一年）

高壺石ニ付七升九合六タ五才四払五

一米貳拾四表三斗四升貳合四タ

御取帳表浮役拾壺条

内壺斗八升 鷹尾山札御年貢無口

此札数九枚 但壺枚ニ付納貳升宛

（⑤『二ツ柳』）

浮役の合計は、年次によって多少の変化はあるが、文化十一年から安政六年までは二一俵から二四俵の間にあり、拾壺力条はそのままである。明治三年になると浮役は六力条になり、年貢米も一二表一斗に減少している。しかし、鷹尾山札御年貢は、この間を通じて全く変化なく、山札一枚ニ付二升、札数九枚合計壺斗八升納めつつけている。

『名寄一紙』はこの他、北吉田村、門田村、下市神村のものを見ることが出来るが、その記載様式は同じで、しかも、鷹尾

山年貢は、貞享四年に、山札が下付されたときと全く同じである。

つまり、藩権力は、入会札山としての性格を最後まで変えず、しかも（荒瀬郷にかぎってみれば）下付した札の枚数も、貞享四年のまま固定したのであった。そして、入会う村々も、年貢納入に関する限り、最後まで、この形式どおりに行ったことを、各村の『年貢米名寄一紙』は語っているわけである。

しかし、村々における年貢取立の方法は、山札を持った百姓から、一枚ニ付二升取り立てるのではなく、村の百姓全部から高掛割で徴収している。

幕末期、二ツ柳村は、一〇名の本百姓からなり、山札数は九枚であった。この村の、安政四年（一八五七）の『御年貢米名寄帳』をみると、例えば、喜八および六助という百姓の場合は次のように記されている。

高拾四石七升四合三タ

喜八

一米三拾壺表壺斗八升

本口浮役下敷共

但高壺石ニ付八斗九升三合八タ二才〇三五

（中略）

高拾五石壺斗貳升五合四タ

六助

一米三拾三表三斗壹升五合五タ

本口浮役下敷共

(以下一〇戸について同じ形式)

(⑤『ニツ柳』)

さらに、明治四年の六助家文書には、本口浮役の内容が、記されている。

高 拾六石六升壹合

一米拾石三斗五升五合三タ四下

免六ツ四分五厘

一同四斗壹升四合四タ七才 口米

本口合拾石七斗七升三合七タ

此俵貳拾六俵三斗七升三合七タ

高一石ニ付六合七タ〇八

一米壹斗七合七タ三下 本口下敷米

高一石ニ付壹斗三升三合壹タ五

一米貳石壹斗三升八合五タ二下

御種夫食并御取帳表浮役六ヶ条

高壹石ニ付壹合四タ四才二〇八

内貳升三合貳タ五十一

鷹尾山御年貢米

(以下省略)

※ノート※ 庄内平地農村の入会地(上)

(⑨『六助』)

つまり、ニツ柳村においては、九枚の山札にかかる年貢を一〇名で負担していたのであり、それは高一石に付一合四タ四才二〇八の割であった。百姓六助の場合は、持高が一六石六升一合であったから、二升三合二タ五一の鷹尾山御年貢米を納めていたわけである。

次に山利用の形態であるが、幕末期のものと思われる喜三郎家文書の中に、大庄屋へ宛てたものと思われる次のような手紙の下書が残されていることから、事実上、村限の利用となっていたものと考えていいであろう。

以飛札得御定候、然者、先達而木野内村与岡嶋田政所村与論所山草正竜寺村ニ而刈取候ニ付、木野内村ニ而く連からせ候や否、可及御報旨被仰越候ニ付、段々右村方相糺候処、全論所ホへ刈込不申、尚又正竜寺村ニ而木野内村山江三十七八年以前入会刈致居候之趣申聞候、乍去、人々前之申口斗ニ而者、ふ束之儀ホ有之候而者不宜儀と存候ニ付、此頃登山致し見分致候処、全論所之場所へ刈入候訳ニ者無之、右両村入会山草刈取候ニ者、少も相違無之事ニ御座候、然所江右様之掛会ホニ預り候而者甚迷惑致候事ニ御座候間、以来右様之儀無之様致度候、此段政所岡嶋田両村

江急被仰含可被下候、右先達中之御報旁御改迄早々如斯御座候以上

八月七日

肝煎 長吉

この手紙は、岡嶋田村と政所村が、木野内村との間で境界争いをしてゐる場所へ、正竜寺村が草刈りに入つたことを訴へ出したことに對し、木野内村の肝煎を兼帶していた長吉（喜三郎）が、その調査結果を報告したものである。

この境界争いは天保年間からのもので、正竜寺村は、木野内村へ加担し、そのお札として木野内村分のうち一部に入会権を認められていたものであった。

調査の結果は、『論所』の場所へは正竜寺村は刈入つておらず、岡嶋田・政所兩村の掛会が、不当なものであることが報告されている。

手紙の内容は以上のようなことであるが、我々が注目したいのは、鷹尾山入会地が、はっきり、例えば「木野内山」というように、村々の名称を上に冠して呼ばれていることである。しかも、天保年間に、村分の境をめぐる争論があることは、それ以前から、村限の利用形態をとっていたことを示すものであらう。

こうして、東山・鷹尾山札山は、藩権力の意向とは別に、農

民的利用形態としての内実を、村々の申し合はせて作り上げながら、地租改正を迎えることになる。それは西部入会谷地が、農民の要求を上から把握した藩権力の意向を体して、藩制期をつうじて新田開発に供せられ、秣・肥草の供給地としての役割を、事実上消滅させていった過程と、著しい対称をなすものであった。

荒瀬郷の村々にとって、もう一つの入会山としてあった東山・常禪山については、先の『二ツ柳村御年貢米名寄一紙』の「御取帳外組村小役米拾五条村高割」の中に「常禪寺山御年貢」として四升五合五夕納めている記録がある。藩制期をつうじて、入会山として利用されてきたことは確かであるが、それ以上のことを知る資料はまだ入手していない。ただ入会谷地の事実上の消滅によって、地租改正以降は、鷹尾山とともに、秣・肥草の供給地としてきわめて重要な役割を果たすことは、次稿で考察されるであらう。（未完）